

国家賠償法の一部を改正する法律案要綱

一 公務員の損害賠償責任

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたときは、その公務員は、損害賠償責任を負うものとする。

(第一条第二項関係)

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。